

千葉県総合救急災害医療センター使用成績調査審議会規程

(目的)

第1条 千葉県総合救急災害医療センター（以下「センター」という。）の管理・運営に関する要綱

第4条第2項の規定に基づき使用成績調査審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定め、センターの業務が社会的観点から適正に行われることを目的とする。

(業務)

第2条 審査は、センターで行われる医薬品・医療機器の使用成績調査について社会的観点から審理する。

(組織)

第3条 委員長は、治験審査委員会委員長とする。

2 委員は、治験審査委員会委員のうち外部委員を除く院内委員とする。ただし、委員長又は審議会が必要と認めた場合は、外部委員を加える。

(審査)

第4条 審査は、委員の半数以上の参加をもって審理できるものとする。

なお、審議会の開催が困難な場合は、持ち回り審査とする。

2 委員長は、審査が終了したときは、審理の結果について、その審査を行った委員以外の全ての委員に報告しなければならない。

3 委員長は、既に院内で承認されている実施計画の軽微な変更等についても審査する

4 委員長は、審理を終了したときは、速やかに別紙様式第5により審理結果を申請者に通知しなければならない。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、治験事務局において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、治験審査委員会において定める。

附則

1. この規定は、令和5年11月1日から施行する。